明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産七）　一

〔告示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（総務・法務・経済産業六）　二

○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（外務三四二）　五

○保安林の指定をする件（農林水産一九二八～一九四九）　五

○消費生活用製品安全法第二十一条の規定による届出があった件（経済産業二〇六）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇〇九～一〇一一）　六

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一六）　七

○航路標識に関する件（海上保安庁二〇九～二一五）　七

○道路に関する件（東北地方整備局一六六、一六七）　九

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（関東地方整備局三八〇）　九

○道路に関する件（北陸地方整備局八四、八五）　九

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（中国地方整備局一七八）　一〇

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（四国地方整備局一〇四）　一〇

〔国会事項〕

閣議決定等事項　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　内閣府・文部科学省
特許庁　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕

諸事項　一二

〔官庁報告〕

官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一二
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一二

〔資料〕

閣議決定等事項　一三

〔公告〕

諸事項

官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、運用型信託会社の営業保証金に係る権利の申出、職員の免職処分、国営土地改良事業の工事完了、建設業の営業の停止命令関係　一三

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三〇

特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　一三〇

会社その他　一三一

府令・省令

○内閣府・農林水産省令第七号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行に伴い、及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の六第五項第二号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の三十六中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五十条の三十六を次のように改める。

第五十条の三十六　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。